

令和元年 10 月 24 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

令和元年台風第 19 号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

今般、令和元年台風第 19 号への対応につきまして、厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課より各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛に標記の事務連絡が発出されるとともに、本会に対しても連絡がありました。

本事務連絡において、今般の台風による被災地の患者が麻薬施用者である医師等の受診が困難な場合又は医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、麻薬小売業者等が、患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する施用の指示（麻薬の施用にあっては麻薬施用者からの指示）が確認できる場合において、患者に対し必要な医療用麻薬を施用のため交付することが可能であるとされております。

また、向精神薬について、向精神薬小売業者等が同様に必要な向精神薬を施用のために交付できるほか、例えば、被災地の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に必要な限度で提供することについて、事前に医師・歯科医師に了承を得ている場合等には、医師・歯科医師からの事前の包括的な施用の指示が確認できると解して、向精神薬小売業者等が必要な向精神薬を施用のために交付して差し支えないとするものです。

なお、医療用麻薬及び向精神薬を取り扱う小売業者等は、事前に了承を得ている医師・歯科医師に患者に提供した薬剤名及び数量について報告を行うこととされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 16 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

令和元年台風第 19 号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

標記について、別添のとおり各都道府県衛生主管部（局）及び地方厚生（支）局麻薬取締部（支所）宛てに連絡したので、お知らせします。

事 務 連 絡
令和元年 10 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中
地方厚生（支）局麻薬取締部（支所） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

令和元年台風第 19 号における医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについて

令和元年台風第 19 号による被災地の処方箋医薬品の取扱いについては、令和元年 10 月 14 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課及び医療機器審査管理課事務連絡「令和元年台風第 19 号に伴う医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に係る取扱いについて」により取り扱われているところですが、医療用麻薬及び向精神薬の取扱いについては、下記のとおりとなりますので、被災地においてこれらを必要とする者への供給に支障のないよう、貴管下の関係者に周知してください。

なお、本事務連絡は、麻薬小売業者による医療用麻薬の提供及び向精神薬小売業者による向精神薬の提供に関する見解を示したものです。

記

1. 医療用麻薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が麻薬施用者である医師への受診が困難な場合及び麻薬施用者である医師等から麻薬及び向精神薬取締法第 27 条に規定する麻薬処方箋の交付を受けることが困難な場合においては、麻薬小売業者等は、当該患者の症状等について麻薬施用者である医師へ連絡し、当該患者に対する医療用麻薬の施用の指示が確認できる場合において、必要な医療用麻薬を施用のため交付することができます。

2. 向精神薬を必要とする患者に対して

被災地の患者が医師への受診が困難な場合及び医師等からの処方箋の交付が困難な場合において、向精神薬小売業者等は、当該患者の症状等について医師等へ連絡し、当該患者に対する向精神薬の施用の指示が確認できる場合のほか、医師等からの事前の包括的な施用の指示（例えば、被災者の患者の持参する薬袋等から常用する向精神薬の薬剤名及び用法・用量が確認できる場合に、当該向精神薬を必要な限度で提供することについて事前に医師等に了承を得ている場合等）が確認できる場合において、必要な向精神薬を施用のため交付することができます。

3. 交付した医療用麻薬等の記録について

1 及び 2 の場合において、譲り渡した医療用麻薬等の品名、数量及び譲渡先（譲り受けた患者の氏名や、その者が特定可能な個人情報等）について記録し、1 及び 2 で連絡を取った医師等に報告してください。

以上